NCMEC(全米行方不明・被搾取児童センター) における家族再統合

青 木 聡

キーワード:NCMEC、親子再統合、子どもの連れ去り、キッドグローブ・アプローチ

I はじめに

日本は、離婚後の単独親権制度の弊害で、父母の離婚後に子どもと別居親(非監護親)の関係が疎遠になりやすい。「第4回(2016)子育て世帯全国調査」(労働政策研究・研修機構、2017)によると、2016年の離婚母子世帯の「面会交流なし」は68.2%となっている(表1)¹⁾。また、「面会交流なし」が2012年(第2回調査)の62.5%から、2014年(第3回調査)は65.8%、2016年(第4回調査)は68.2%と、徐々に増加している。離婚後の親権者の90%は母親であることから、離婚後に親子間交流が途絶えている別居親の90%は父親であると推測される(図1:裁判所、2017)。

表1:子どもと父親の面会交流の実施状況と養育費の受取状況(%)

	第2回(2012)			第3回(2014)			第4回(2016)		
	面会交流なし	面会交流 あり	全体	面会交流なし	面会交流 あり	全体	面会交流 なし	面会交流 あり	全体
構成比	62.5	37.5	100.0	65.8	34.3	100.0	68.2	31.8	100.0
(養育費の受取物	· 犬況)								
受取っていない	88.5	81.8	86.0	86.6	75.6	82.9	88.0	74.9	83.9
受取っている	11.5	18.2	14.0	13.4	24.4	17.2	12.0	25.1	16.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	287	168	455	305	154	459	359	172	531

(出典: 労働政策研究・研修機構、2017、14 頁、図表 3-2)

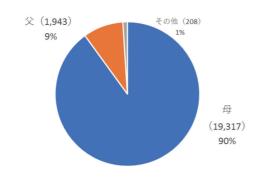


図1:離婚後の親権者(%)

(出典:裁判所「司法統計 家事事件編 平成28年」第23表より作成 括弧内は件数)

一方、面会交流紛争(調停+審判)の新受件数は急激に増加している(図2:裁判所、2000~2017)。裁判所における2016年の面会交流紛争の新受件数(調停+審判)は14,209件であった。これは2000年の2,728件と比較して約5.2倍と激増している(ただし、2016年はようやく増加傾向に歯止めがかかったのか、2000年以降で初めて件数が若干減少した。2018年に公表される2017年の件数は要注目である)。調停や審判で取り決められた面会交流の実施頻度をみても、「月1回以上」が44%であり、「宿泊なし」が92%となっている(図3)。面会交流について裁判所で争っても、「月1回」「宿泊なし」という取り決めで終わってしまう割合が高いことが、日本の現状を端的に表している²⁾。面会交流紛争の対策が喫緊の課題といえるだろう。

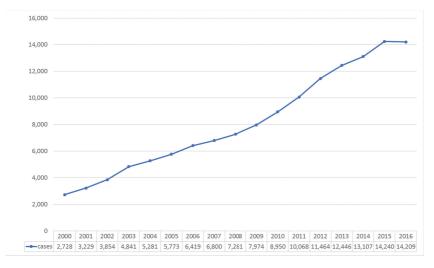


図2:面会交流紛争の新受件数(調停+審判)

(出典:裁判所「司法統計 家事事件編 平成12年~平成28年」第3表、第4表より作成)



図3:調停と審判における面会交流の実施頻度の取り決め(%)総数14,127件 (出典:裁判所「司法統計 家事事件編 平成28年」第24表より作成 括弧内は件数) こうした日本の現状は、離婚後の共同養育が普及、定着しつつある先進諸国の流れに逆行しており、離婚後の子育てに関する国際標準とかけ離れた「ガラパゴス化」が深刻に懸念される。欧米諸国では、第44回国連総会(1989年)で採択された「児童の権利条約」³⁾ に基づいて、父母が離婚しても子どもは両親双方との関係を維持する「離婚後の共同親権」を条約批准前後に法制化し、原則として「両親双方との頻繁かつ継続的な交流(frequent and continuing contact with both parents)」を重視している(この一節は米国で最初に共同親権を実現したカリフォルニア州の家族法典より頻繁に引用される:Cal. Fam. Code § 3020b:カリフォルニア州家族法典セクション3020 b)。

たとえば、米国では、子どもが児童期以上の場合の一般的な面会交流(養育時間:parenting time)は、「隔週 2 泊 3 日+毎週 1 回夕食+主な祝日のうち半数+夏期の数週間」(アトキンソン、2010)であり、これにより年間100 日以上の親子間交流が確保されている。そして、子どもが乳児期の場合は、愛着関係を築くために、さらに頻度の多い養育時間(たとえば、週 3 回・1 回数時間など)が推奨されている(Arizona Supreme Court、2009)。また、ノルウェーでも、一般的な面会交流は月 8.6 日(Statistics Norway、2014)であり、やはり年間100日以上の親子間交流が確保されている。それどころか、父母が養育時間を同等程度(月約15日ずつ)で分担する「居所の分担(監護の分担):Shared Residency」の実施率も約25%にのぼる(青木・野口、2016)4)。

日本は、1994年に条約を批准しているにもかかわらず、いまだに離婚後の共同親権を法制化していない。しかし近年、国もようやく重い腰を上げ、子どもの利益を優先して面会交流や養育費を取り決めることを 766条に明記した改正民法(平成 23年法律第 61号) $^{5)}$ を 2012年4月から施行し、離婚届の様式を改正して面会交流と養育費の取り決めに関するチェック欄を設けた(法務省、2012 a)。さらに法務省は、面会交流と養育費に関する3つのリーフレット(法務省、2012 b)やパンフレット「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」(法務省、2016)を作成し、裁判所は動画「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」を 2012年3月からネット上で配信している(裁判所、2012)。また、厚生労働省(2017)は、「平成 30

四

年度概算要求の概要(子ども家庭局)」において、「離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための『親支援講座(仮称)』の実施に必要な経費の補助を創設する」としている。これは欧米諸国の多くで離婚時の法的義務と定められている、離婚後の子育てに関する親教育導入の試みとして期待される。しかし、いずれも面会交流と養育費の啓発に過ぎず、激増した面会交流紛争に対する直接的対策となっていない。

協議離婚が約90%の日本では(表2:e-Stat、2017)、面会交流と養育費の重要性を父母に理解してもらうために、離婚時の「親支援講座(仮称)」の導入は急務である。だが、単純に面会交流と養育費を啓発するだけでは十分とはいえない。父母の離婚によって疎遠になった親子関係をどうしたら再構築できるのか、個別の事情に即して支援しなければ、面会交流がかえって子どもの重荷になってしまうこともあるだろう。とりわけ、離婚紛争や面会交流紛争によって、長期間にわたって親子間交流が途絶えていた場合、専門家による親子関係の再構築支援は必須と考えられる。そこで本稿では、疎遠になった親子関係の再構築支援として国際的に定評のあるNCMEC(全米行方不明・被搾取児童センター)における家族再統合を紹介したい。

表2:離婚の種類別件数と百分率

年度	総数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	和解離婚	認諾離婚	判決離婚
2016	216,798	188,960	21,651	547	3,458	16	2,166
	(100%)	(87.2%)	(10%)	(0.3%)	(1.6%)	(0%)	(1%)

(出典:厚生労働省「人口動態統計 2016」離婚-上巻第 10-4 表より作成:e-Stat、2017)

Ⅱ NCMEC(全米行方不明・被搾取児童センター)について

NCMEC(National Center for Missing and Exploited Children:全米行方不明・被搾取児童センター)は、1984年に米国ワシントン D.C. に設立された NPO で、民間企業や一般からの寄付と連邦政府からの補助金により、行方不明になった子どもの捜索、子どもに対する性的搾取の撲滅活動、被害

Ŧi

予防の啓発活動などを行っている(現在はヴァージニア州アレクサンドリアに本部を移転)。子どもの行方不明や性的搾取に関する全米情報センターの機能も担い、連保捜査局(FBI)や各自治体警察、連邦裁判所や各州裁判所、地方自治体など、多数の公的機関と連携している。行方不明になった子どもの緊急速報システム(アンバーアラート:AMBER Alert) 6 、子ども捜索情報の24時間365日ホットライン(1-800-THE-LOST:1-800-843-5678)、子どもに対する性的搾取のネット通報システム(サイバーチップライン:CyberTipline) 7 をはじめ、子どもの行方不明や性的搾取に関する22のプログラムを運営している(2017年時点:NCMEC、2017 a)。

NCMEC (2017 b) によると、2016 年は約 20,500 件(延べ数)の行方不明になった子どもの捜索を支援している。そのうち、90%は「危険に巻き込まれた失踪」、6%は「家族による誘拐(連れ去り)」、1%は「迷子や負傷など、その他の行方不明」、1%は「家族以外による誘拐」、2%は「18歳から 20歳の致命的な行方不明」であった。最大の割合を占める「危険に巻き込まれた失踪」は約 18,500 件(延べ数)であるが、その6分の1(約 3,000件)は性的人身売買の犠牲者である可能性が高いと考えられている。この膨大な件数のなか、2016 年は、アンバーアラートによって881人の子どもが無事に保護されている。また、NCMECでは行方不明になった子どもの捜索のために、長期間失踪している子ども約 6,300人の顔写真を現在の年齢にあわせて調整したり、遺体として発見された身元不明の子どもの顔写真を500人以上作成している。そうした顔写真の公開により、これまでに723人の身元不明遺体の捜索を支援し、107人の身元を特定している。さらに、約 12,900 件の行方不明事件を分析、その傾向を明らかにして、家族の安全を守るヒントを社会に発信している。

一方、性的搾取に関する通報を受け付けるサイバーチップラインには、2016年は実に約820万件の通報が寄せられた(NCMEC、2017 b)。通報を受けたNCMECは、子どもに対する性的搾取の疑いを確認できた画像を掲載しているウェブサイトのプロバイダに、約182,000件の警告を送付している。これまでNCMECは約2億900万件の画像と動画を審査し、それによって法執行機関は約13,300人の犠牲者を特定してきた。また、性的犯罪者の

六

行方を探し出すことに関連した約 90,000 件の要請については、FBI に情報提供し、捜査に協力している。

また、NCMEC は米国内だけでなく、米国外への子どもの誘拐(子どもの連れ去り)の捜索にも携わっている。2016年は380件の新規受付があり、約900件の事件に対応している。対応継続中の事件の誘拐相手国の上位3か国は、1位メキシコ(300件以上、NCMECにおける米国外への子どもの誘拐取扱件数の約34%)、2位インド、3位日本となっている(NCMEC、2017 c)。

米国大使館は、日本が2014年に「ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事 上の側面に関する条約)(8)を締結して以降、ハーグ条約事案に対応する実 務家を養成するため、NCMEC のスタッフを日本に招聘して数回の専門研修 を行っている。筆者は東京弁護士会の紛争解決センターに登録されたハーグ 条約事案に対応する国際家事 ADR あっせん人の一人であるため、一連の専 門研修に参加してきた。その縁で、2016年7月には NCMEC のスタッフが 大正大学臨床心理学科の青木ゼミ・大西ゼミの合同クラスで学生向けの講演 を行い、筆者が米国国務省の国際人物交流プログラム(IVLP: International Visitor Leadership Program) に参加した 2016 年 12 月には、NCMEC 本部 で専門研修を受けることができた。そして、2017年9月には、国際交流基 金日米センターの助成金を得て、NCMEC から講師を招いて大正大学で日本 の面会交流支援者向けの国際セミナーを開催することもできた(事業責任者: 小田切紀子、東京国際大学)。以下の内容は、NCMEC による一連の専門研 修の内容と研修の配布資料、とくに2017年9月3日に大正大学で開催し た国際セミナー「別居・離婚家族と家族支援者のための共同養育と家族再統 合のプログラムを学ぶ」の講演内容に基づいている。

Ⅲ NCMEC における家族再統合

NCMEC は、親や親戚によって誘拐されたり(連れ去られたり)、または 不当に留置されたり、居場所を隠蔽されている子どもを含む、行方不明になっ

八

た子どもに関する通報を 24 時間 365 日受け付けている。NCMEC における 家族再統合(family reunification)とは、そうした通報を受け付けて、行方 不明になった子どもの捜索に協力し、運よく子どもが発見された後に、連れ 戻される子どもとサーチング・ペアレント(searching parent)⁹⁾ の親子関係を再構築するプロセスのことを指す。

家族による誘拐の場合、NCMEC における家族再統合では、親子の再会までにサーチング・ペアレントおよび子どもと個別に事前面接を行い、時系列順で3期(ステージ1:再会前、ステージ2:再会時、ステージ3:再会後)に分けて、いくつかの項目について話し合う。本稿では、(1)事前面接で話し合う主な項目について、簡単な解説を加えながら列挙する。また、(2)発見された子どもをサーチング・ペアレントに返還するまでの段取りである NCMEC のキッドグローブ・アプローチ(U.S. Department of Justice、2010; Haviv、2007、2015)¹⁰⁾ を紹介する。

なお、NCMEC が対応するのは誘拐事件であるため、子どもが発見されると逮捕される連れ去り親 (taking parent) と事前面接できることは滅多にない (米国では、もう一人の親権者の同意を得ていない子連れ別居は、状況によっては重罪 (serious felony crime: 実子誘拐罪)となる: NCMEC、2009)。

(1) 事前面接で話し合う主な項目

①ステージ1:再会前

【再会前の準備としてサーチング・ペアレントと話し合う項目】

- ・子どもはどのような「連れ去りの物語」を信じているか?
- ・子どもは連れ去り親について、どう思っているか?
- ・子どもは連れ去り親について、今後どう思うようになるか?
- 家族にメンタルヘルスの支援は必要か?
- 家族再統合の障壁は何か?

子どもが信じている「連れ去りの物語(abduction story)」は、家族再統合において非常に重要な意味を持つ。サーチング・ペアレントは、子どもが信じている「連れ去りの物語」を受け止めることができるように、心の準備をしておく必要がある。たとえ事実と違っていても、子どもはそのストーリーを信じ切っているので、再会のときにサーチング・ペアレントが事実でない

ことを指摘して子どもと対立することは避けなければならない。NCMEC によると、家族再統合の成否の大部分は、サーチング・ペアレントが「連れ去りの物語」を受け止められるかどうかにかかっている。

子どもは、サーチング・ペアレントの不在について、「3つの D」のいずれかを語り聞かされ、「捏造された現実(manufactured reality)」を信じていることが多い(表3:Haviv、2015、p199)。「3つの D」とは、サーチング・ペアレントが「死んだ(DEAD)」「危険だ(DANGEROUS)」「無関心だ(DISINTERESTED)」である。子どもがまだ小さい場合は、4つ目のカテゴリーとして、サーチング・ペアレントについて「何も語られていない(DOES NOT EXIST)」こともある。

表3 「3つのD」の具体例

DEAD (死んだ)	DANGEROUS (危険だ)	DISINTERESTED (無関心だ)	(DOES NOT EXIST)
DEAD (9876/E)	DANGEROUS (危険だ)	DISINTERESTED (無関心だ)	(何も語られていない)
・自動車事故で亡くなった	・狂っている	・私たちを捨てた	・何も語られていない
・自殺した	・ドラッグ依存症だ	・あなたを私に売った	
・飛行機事故で亡くなった	・「悪い親」だ	・子どもが嫌い	
・殺害された	・虐待する	・あなたを養子に出そうとした	
・がんで亡くなった	・私たちを引き離そうとする	・再婚した	

連れ戻される子どもは、これまで信じていた「連れ去りの物語」=「捏造された現実」の放棄を突然に迫られ、誰の言うことを信じればいいのかについて混乱する。そのため、親子再統合のプロセスが始まると、子どもは、信頼できる相手かどうかを確認するかのように、周囲の大人たちに攻撃的に当たり散らすことも多い。また、自己中心的な見方をする発達段階(児童期初期)の子どもは、自分のせいで連れ去りが起きたのではないか/連れ戻されたのではないかという罪悪感や自己否定感を抱きやすい。こうしたよくみられる子どもの攻撃的言動や認識の仕方について、サーチング・ペアレントがあらかじめ理解しておくと、子どもの攻撃に叱責を返したり、罪悪感や自己否定感を見逃したりすることが少なくなる。家族再統合のプロセスにとって何よりも大切なことは、子どもが信じている「連れ去りの物語」を、サーチング・ペアレントが性急に否定せず、まずは受け止める態度を示すことと考えられている。

九

 \bigcirc

同時に、子どもが連れ去り親についてどのような思いを抱いているのかを 知り、その思いを否定することなく、そのまま尊重する包容力のある態度を 示すことも必要となる。こうした態度を身につけるには、サーチング・ペア レントが連れ去り親に対する自分自身の様々な感情を消化しておくことが欠 かせないため、これまでの経緯を振り返る数回の面接が必要になる場合もあ る。そのような心の準備がなければ、子どもと再会したときに、子どもが述 べる「連れ去りの物語」を頭ごなしに否定したり、連れ去り親のことを一方 的に非難したりして、家族再統合が難しくなりやすい。

さらに、子どもが犯罪者となった連れ去り親のことをどう思うようになるのか、今後の子どもの心について想いを馳せる話し合いも行われる。長期間にわたって連れ去られていた子どもにとっては、連れ戻されることが連れ去りの再現となりうる。言い換えると、「連れ去りの二重経験」となる危険性を孕んでいる。サーチング・ペアレントがその認識をしっかり持ち、連れ去り親と子どもの関係をむやみに壊さないよう配慮することも必要となる。

また、事件によっては家族メンバーのメンタルへルスの問題(アルコール 依存/ドラッグ依存、精神疾患、不適切な養育など)に必要な支援を検討し たり、家族再統合の障壁となる現実的な問題(たとえば、仕事が多忙で子ど もの世話の時間を十分に取れないなど)の調整に取り組むことも行われる。

【再会前の準備として子どもと話し合う項目】

- ・子どもはどのような「連れ去りの物語」を信じているか?
- ・子どもはサーチング・ペアレントを知っているか? (再会前にやりとりを始められるか?)
- ・子どもにメンタルヘルスの支援は必要か? (再会前に確実に支援できる専門家はいるか?)
- 連れ去り親はどうなるか?
- 子どもの持ち物はどうなるか?
- ・誰がすべてを説明し、責任を持つか?

再会前の子どもは不安が大きくなる。忠誠葛藤や見捨てられ不安を回避しようとして、連れ去り親に絶対的な忠誠を示す子どもも少なくない。そうした不安の解消は、周囲の大人たちの丁寧な説明にかかっている。とりわけ、子どもは連れ去り親がどうなるか、自分の持ち物がどうなるか、自分の生活は今後どうなるかを心配することが多い。子どもの年齢にかかわらず、丁寧

な説明を心がけたい。子どもと事前に話し合う機会を持てない場合は、各項目についてよく検討しておく。

②ステージ2:再会時

【再会時の準備としてサーチング・ペアレントと話し合う項目】

- 何を話して、何を話さないのか?
- ・連れ去り親について何と言えばいいのか?
- ・子どもに状況を説明するときに同席して助けるのは誰か?
- ・過去のことについてどう説明するか?
- ・今後のことについてどう話し合うか?
- もし子どもが当日会いたがらなかったらどうするか?

再会時の準備として具体的な応答の練習も大切である。想定問答のような 形式で再会当日のロールプレイを行ったり、応答内容についての作戦を練っ たりする。再会直前になって子どもが再会を断固として拒否し、再会が叶わ ない場合もある。そのようなときの心の持ちようについても話し合っておく。

【再会時の準備として子どもと話し合う項目】

- ・子どもに状況を説明するために誰が立ち会うか?
- ・誰が責任を持つか?
- 誰が子どもの疑問に答えるか?
- ・子どもは連れ去り親や大事な人たち(友人、先生など)にお別れの挨拶を言えるか?
- ・子どもは自分の持ち物を自分でまとめられるか? 何を持っていきたいか?
- 誰が子どもをサポートするか?
- ・座る場所や、誰にそばにいてほしいかなどは、子どもに決めさせること。

再会時に子どもが安心感を持てるように、子どもを万全の態勢でサポートする計画を立てる。前述のように、子どもにとって元の家(サーチング・ペアレントの家)に連れ戻されることは、「連れ去りの二重経験」になる危険性を孕んでいる。単純に「元の家に戻れてよかったね」というわけにはいかないところが、家族再統合の難しさである。子どもはたくさんの疑問抱き、不安になっている。そうした疑問に一つひとつ丁寧に答え、子どものペースを尊重しながら、子どもを中心にして家族再統合を進めていかなければならない。

【様々な障害への対処】 ・再会への期待や抵

- ・再会への期待や抵抗について子どもと話し合う時間を作るために、再会当日は少し前に連れ去り親と子どもを別々にする(再会直前まで連れ去り親と子どもを一緒にしておかない)。
- ・再会に立ち会える祖父母や親戚はいるか?
- ・どうしたら継親がうまく入れるか? (父母のいずれかが再婚している場合もある)
- ・再会の場所は、親と子それぞれのニーズに適切に対応できる場所か? 中立的か?
- ・子どもの基本的ニーズに配慮しているか?
- ・子どもは何が起きているかを事前に理解する機会を与えられているか? 誰が責任をもって 説明するか?

子どもの多くは、「連れ去りの物語」を信じることによって、サーチング・ペアレントと会いたくない/一緒に暮らしたくないと思っている。NCMEC は事前の準備によってこの問題に対処する。とくに子どもに対する事情説明の内容はよく検討しておく。また、再会の抵抗をやわらげるために、子どもに安心感を与える関係の良い家族(たとえば、祖父母やいとこ、ペット、ぬいぐるみなど)や、第三者(継親や支援者など)が同席することの是非について検討したり、再会の場所について十分な下調べをする。

③ステージ3:再会後

【再会後の準備としてサーチング・ペアレントと話し合う項目】

- ・引き続き裁判所に行く必要があるか?
- ・必要なメンタルヘルスサービスは何か? どうやって専門家を探せばいいか?
- 自分のストレスや怒り、期待や失望にどう対処すればいいか?
- 子どもが以前の生活や経験とつながりを持ち続けるにはどうしたらいいか?
- ・連れ去り親やその家族との関係にどう対処すればいいか?
- ・これまでの事情を周囲にどう説明すればいいか?
- ・継親(再婚相手)や子どもの異父母きょうだい(再婚相手との子ども)への配慮はどうすればいいか?

【再会後の準備として子どもと話し合う項目】

- ・子どもが連れ去り親と話したり、会ったりできるのはいつか? (これは今後のプランニング の上で最重要項目の一つである)
- ・子どもに必要なメンタルヘルスサービスは何か?
- ・罪悪感、自己否定感、恥の意識にどう対処すればいいか?
- ・ストレスや怒り、傷つきや悲しみにどう対処すればいいか?
- ・継親や異父母きょうだいとの関係はどうすればいいか?
- ・置いてきた継親(連れ去り親の再婚相手)や異父母きょうだい(連れ去り親とその再婚相手の子ども)との関係はどうすればいいか?

67

- 置いてきたペットがいたらどうすればいいか?
- ・以前の生活における友人や習い事などはどうすればいいか?

_

 \equiv

再会したらそれで家族再統合が終わるわけではなく、実際は再会を出発点として長期間にわたる家族再統合のプロセスが始まると考えた方がよい。ただし、再会後の面接が継続的に必要な場合、NCMEC は提携する適切なカウンセリング機関を紹介し、支援を終える。

(2) キッドグローブ・アプローチ

NCMEC は、原則として再会後の面接を継続的に行うことはしないが、家族再統合のプロセスを軌道に乗せる上では非常に重要な役割を担っている。それは連れ戻される子どもとサーチング・ペアレントの「最初の再会」に至るまでの支援である。最初の再会がうまくいかなければ、親子再統合は頓挫してしまう。そこで NCMEC は、キッドグローブ・アプローチに基づき、親子再統合を慎重に進めていく。キッドグローブ・アプローチでは、子どもの最善の利益に鑑みて、家族再統合のプロセスをケース・バイ・ケースの創意工夫で組み立てるが、どの事件でもその段取りは以下の5段階(5つのR)に分けられる。

①リサーチ (Research)

子どもが発見されたら、最善の再会計画を組み立てるために、事件についての情報を集約する。子どもがサーチング・ペアレントとの再会を心待ちにしている場合や、逆に再会を拒絶している場合など、事件によって状況は千差万別である。そうした個別の状況を理解し、再会が成功するように複数の機関と連携しながら、ケース・バイ・ケースの創意工夫で準備する。とくに、子どもに対する説明の仕方、子どもを連れ戻すときに子どもが自分で運べない持ち物を運び出す算段、子どもが連れ去り先の生活で出会った大事な人たちにお別れの挨拶をする手筈、子どもにメンタルヘルス・ケアが必要な場合の手配など、地域の様々なリソースを念頭に置き、入念に計画を立てる。

②移動 (Removal)

子どもを連れ去り親と暮らす家から移動させる。一時的に子どもを保護する施設、親戚宅、ホテルなどが、子どもにとって安全で安心な心地よい場所

であることを確認する。子どもは「再び」すべてを変化させなければならず、必然的に不安が高まる。その不安をやわらげるために、おだやかな態度で事情を丁寧に説明する。この問題に詳しい児童心理の専門家の同行が望ましい。子どもの名前が変更されていた場合は、事件に関わるすべての人が子どもの望む呼び方で名前を呼ぶようにする。子どもが大事な人たちにお別れの挨拶をできるように助け、子どもの持ち物を運び出す。また、子どもが連れ去り親の逮捕を目撃することは極力避けなければならない。事前に警察とよく打ち合わせておく。

③再アセスメント (Reassessment)

すぐにサーチング・ペアレントとの再会を実施するのではなく、連れ去り 親と離れた時点の子どもの心理的ニーズや再会に向けた心の準備状態を評価 して、再会計画を練り直す。必要であれば、メンタルヘルス・ケアのために 臨床的評価を行う。評価の結果を踏まえて再会や返還の手筈を整える。

④再会 (Reunion)

子どもとサーチング・ペアレントの「最初の再会」をセッティングする。 子どもの不安をやわらげるため、再会の実施にあたってはできるだけ子ども の意向を優先する(何を持っていくか、誰が立ち会うか、どこに座るか、何 で遊ぶかなど)。また、再会時の留意点については事前面接でよく話し合っ ておく。

⑤返還 (Return)

サーチング・ペアレントに監護権が戻り、子どもが返還される。子どもの心理状態に応じて、返還までに数回の面会交流を設定する場合もある。サーチング・ペアレントは、返還される子ども(連れ戻される子ども)が、以前の子どもとは違っていることを受け入れなければならない。文字通り「元に戻る」ことはありえない。まったく新しい生活を始めることになる。返還後、NCMEC は子どもが新しい生活に適応するまでをフォローアップで見届け、支援を終了する。もし、返還後も継続的な支援が必要であれば、提携する適切

四

なカウンセリング機関を紹介する(トラウマの治療が必要になる場合がある)。

IV おわりに

日本では面会交流紛争の対策が喫緊の課題となっている。疎遠になった親子関係をどうしたら再構築できるのか、面会交流支援の方法論が切実に求められている。その点、NCMEC における家族再統合は参考になる部分も多い。その特徴は、一言でいえば、再会に向けた入念な準備といえる。今後の見通しについて、いくつかの期や段階に分けて様々な角度から検討を加え、再会を成功させるために当事者と徹底的に話し合うことが、NCMEC における家族再統合の軸となっている。残念ながら日本では、まだこうした手厚い支援は行われていない。ケース・バイ・ケースの創意工夫や多機関連携、子どもを中心に据えた進め方を含めて、こうした手厚い支援を日本でも目指していくべきではないだろうか。

註

- 1) この調査では、過去の1年間、父親と子どもの面会や会話が「ほとんどない」または「まったくない」と母親が回答したものを「面会交流なし」としている。また、養育費の受取率も注目すべきであろう。この調査では、離婚母子世帯の養育費の受取率は、わずか16.2%であった。ちなみに、「面会交流なし」の場合は12.0%、「面会交流あり」の場合は25.1%であり、「面会交流あり」で養育費の受取率が約2倍になっている。
- 2)離婚件数の約9割を占める協議離婚については、面会交流の実態を調査することさえ難しい。
- 3)「児童の権利条約」は 2016 年 2 月時点で締約国・地域数は 196 である (外務省、2017 a)。第 9 条第 3 項には「父母の一方又は双方から分離 されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触 を維持する権利を尊重する」とある (親子不分離の原則)。また、第 18 条第 1 項には「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の

責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を 払う」とある(共同親責任の原則)。欧米諸国では、これらの条文に基 づいて離婚後の共同親権と面会交流の促進が法制化された。

- 4)子どもが隔週交代で父母の定住所を行き来するか(家が二つ)、あるいは、子どもの定住所に父母が隔週交代で泊まり込んで世話をする形をとる(家が三つ)。いずれにせよ、離婚申請前に子どもが通っていた学校を転校させないように配慮される。
- 5)「第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、 父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担 その他の子の監護について必要な項目は、その協議で定める。この場合 においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」(e-Gov、 2017)
- 6) America's Missing: Broadcast Emergency Response (AMBER) Alert (アンバーアラート) は、1996 年に開始された米国司法省のプログラムであり、子どもの行方不明事件が発生した際、携帯端末や公衆メディアなどを通じて地域住民に知らせる緊急速報である。NCMEC は開始当初より第二配信機関となっている。
- 7) CyberTipline(サイバーチップライン)は、1998年に開始された児童に対する性的搾取のネット通報システムであり、NCMECが運営母体となっている。児童ポルノの製造、配給、所持を含む性的搾取、オンラインでの児童誘惑、児童買春、児童との性的行為を目的とする旅行、児童に対する性的虐待、児童に勝手に送付されるわいせつ文書や紛らわしいドメイン名、卑猥な言葉、デジタル画像、アダルトサイトに誘導するリンクなどの通報を、Webフォームや電話で24時間365日受け付けている。米国では、合衆国法典18編セクション2258A(18 U.S. Code § 2258A)により、性的搾取の事実を知った場合、電子サービスプロバイダー(ESPs)はサイバーチップラインへ通報することが義務付けられている。
- 8)「ハーグ条約は、国境を越えた子どもの不法な連れ去り(例:一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること)や留置(例:一方

六

- の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないこと)をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です。日本人と外国人の間の国際結婚・離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず、日本人同士の場合も対象となります」(外務省、2017 b)
- 9) 一般的には、「子どもを連れ去られた親」や「子どもと引き離された親」 のことを「取り残された親(left behind parent)」と言うが、NCMEC はそうした親が懸命に子どもを探しているニュアンスを含めるために、 「サーチング・ペアレント(searching parent):探している親」という 言葉を使っている。一方、子どもを連れ去った親は「連れ去り親(taking parent)」と呼ばれる。
- 10)2002年に、アメリカ司法省からの補助金と NCMEC からの援助を受けて、連れ去りを経験した元子どもたちが、連れ去られた子どもの体験を発信するために、NPO テイク・ルート (Take Root)を設立した。テイク・ルートは連れ去られた子どもの体験について調査研究し、連れ戻された子どものピアサポート・プログラムの開発・実施や、親子再統合の支援、実務家のトレーニングなどを行っている。テイク・ルートが考案したキッドグローブ・アプローチは、長期間にわたって家族に連れ去られていた子どもを対象とした家族再統合の方法である。https://takeroot.org/kidgloves/(2017年11月20日閲覧)

文献

- 青木聡・野口康彦 (2016): ノルウェーの離婚制度. 家族療法研究. 33 (2). 110-118.
- Arizona Supreme Court(2009):Planning for Parenting Time: Arizona's Guide for Parents Living Apart. http://www.azcourts.gov/portals/31/parentingTime/PPWguidelines.pdf(2017年11月20日閲覧)
- アトキンソン、ジェフ (2010):「離婚後の子供の親権に関する米国の法律」 アメリカンビュー、Jan 22, 2010. https://amview.japan.usembassy.

- gov/children-and-divorce/(2017年11月20日閲覧)
- California legislative information(2017):Family Code. Division 8. Custody of Children [3000-3465] Part2. Right to Custody of Minor Child [3020-3204] Chapter 1. General Provisions [3020-3032] 3020 b. https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=FAM&division=8.&title=&part=2.&chapter=1.&article=(2017 年 11 月 20 日閲覧)
- e-Gov(2017):「民法」http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=129AC00000000089&openerCode=1(2017年11月20日閲覧)
- e-Stat(2017):「人口動態調査」http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001028897&requestSender=dsearch(2017年11月20日閲覧)
- 外務省(2017 a): 「児童の権利条約」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html(2017 年 11 月 20 日閲覧)
- 外務省(2017 b):「ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)」. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html(2017年11月20日閲覧)
- Haviv, Liss (2007): Re-Framing Recovery: An Overview of the Kid Gloves Approach to Handling Abducted Children. Grey Papers. Take Root.
- Haviv, Mellissa (2015): New Doorway into Family Abduction: Lessons from Take Root. In Leary, Mary Graw et al. (Ed.) Perspectives on Missing Persons Cases. 187-220. Carolina Academic Press.
- 法務省 (2012 a):「離婚届」http://www.moj.go.jp/content/000011717. pdf (2017年11月20日閲覧)
- 法務省 (2012 b): 「リーフレット掲載のお知らせ ~養育費の分担・面会 交流 ~」http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00113.html (2017 年 11 月 20 日閲覧)
- 法務省 (2016): 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A について」http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html (2017 年 11

八

月 20 日閲覧)

- 厚生労働省(2017):「平成 30 年度概算要求の概要(子ども家庭局)」社会保障審議会児童部会平成 29 年 10 月 6 日資料 5. http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000180010.pdf(2017 年 11 月 20 日閲覧)
- NCMEC (2009): Family Abduction -Prevention and Response-. NCMEC.
- NCMEC (2017 a):「OUR WORK」http://www.missingkids.com/home (2017 年 11 月 20 日閲覧)
- NCMEC (2017 b):「Key Facts」 https://www.missingkids.org/keyfacts (2017 年 11 月 20 日閲覧)
- NCMEC(2017 c):「Family Reunification after Separation: A Family Advocacy Model for Reconnecting」国際セミナー「別居・離婚家族と家族支援者のための共同養育と家族再統合のプログラムを学ぶ」配布資料. 2017 年 9 月 3 日.
- 労働政策研究・研修機構(2017): 「第 4 回(2016)子育て世帯全国調査」 結果速報. http://www.jil.go.jp/press/documents/20170914.pdf(2017 年 11 月 20 日閲覧)
- 裁判所 (2012):「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」http://www.courts.go.jp/video/kodomo_video/ (2017年11月20日閲覧)
- 裁判所 (2017): 「司法統計 家事事件編 平成 12 年~平成 28 年」http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search (2017 年 11 月 20 日閲覧)
- Statistics Norway(2014):Residency and access to children 2002, 2004 and 2012 -Changes in responsibilities and care of children for parents living separately. https://www.ssb.no/en/forskning/demografi-oglevekaar/levekaar-og-sosial-deltaking/residency-and-access-to-children-2002-2004-and-2012(2017 年 11 月 20 日閲覧)
- U.S. Department of Justice (2010): The Crime of Family Abduction. A Child's and Parent's Perspective. Office of Justice Programs, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention.

九